

Title	ビジネスモデル特許の実像 - ビジネスモデル特許開発のためのフレームワーク -
Sub Title	
Author	伊藤一裕(Itou, Kazuhiro) 河野, 宏和
Publisher	慶應義塾大学大学院経営管理研究科
Publication year	2000
Jtitle	
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	修士学位論文. 2000年度経営学 第1569号 可能
Genre	Thesis or Dissertation
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KO40003001-00002000-1569

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

所属ゼミ	河野 研究会	学籍番号	89928075	氏名	伊藤 一裕
(論文題名)					
<p>ビジネスモデル特許の実像</p> <p>— ビジネスモデル特許開発のためのフレームワーク —</p>					
(内容の要旨)					
<p>最近、ビジネスモデル特許は頻りにマスメディアで紹介され、企業にとって今後重要な経営課題になることが予想される。しかし、ビジネスモデル特許の概念自体が混乱しており、取得要件や対象となる特許の内容が明確になっていないこと、それらの内容が日米欧で統一されていると言いつい難いことは、今後企業がビジネスモデル特許に対応していく上で問題である。本論文は、このような問題意識に基づいて、ビジネスモデル特許の実像を明らかにすることを目的としている。</p> <p>本論文の前半では、ビジネスモデル特許の対象と取得要件について、法律を中心とした特許制度面から調査した。その結果、特許の対象は「ビジネス方法を実現するシステム」であり、特許取得にはシステムに新規性と進歩性が要求されることが分かった。新規性と進歩性を満たすためには、各々、引用発明と対比して相違点があること、引用発明から容易には導けないことが必要とされている。また、それらの内容は、日米欧で微妙に異なっていることが発見された。これらのことから、法律面では、引用発明の選定、新規性と進歩性の判断基準、といった点で必ずしも明確でない点のあることが明らかになった。</p> <p>本論文の後半では、特許対象の具体的特徴、新規性や進歩性の企業実務上の基準を明らかにするために、具体的事例面からの調査を行った。その結果、特許が認められているシステムは、いずれも対象となるビジネス方法のプロセスをダイレクトに反映したものであり、従来ビジネス方法が抱えていた課題を解決するものであった。新規性と進歩性の基準は、どの特許事例においても、ビジネス方法を具現化したシステムが先行特許として存在するしないという部分にあり、ビジネス方法の斬新さや独創性にあるのではないことが分かった。以上の考察に基づいて、事例調査の最後に、ビジネスモデル特許を生み出していくために大切な考え方と仕組みを提示している。</p> <p>最後に、以上より明らかになったことから、ビジネスモデル特許に対応するにあたって、経営トップが果たすべき役割、特許部門のあり方について提言を行った。これらの提言は、ビジネスモデル特許に不安を抱え、対応に困っている企業への助言になるものと考えられる。</p>					